

新潟市鳥屋野地区公民館・東地区公民館・関屋地区公民館使用料の収納事務の委託について

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定に基づき、新潟市鳥屋野地区公民館・東地区公民館・関屋地区公民館使用料の収納を令和5年4月1日から令和6年3月31日までの期間、次のとおり委託したので同施行令第158条第2項の規定により告示する。

令和5年 4月 1日

新潟市長 中 原 八 一

収 納 事 務 を 行 う 場 所	収 納 事 務 受 託 者
新潟市中央区新和3丁目3番1号 新潟市鳥屋野地区公民館 新潟市中央区蒲原町7番1号 新潟市東地区公民館 新潟市中央区関屋昭和町3丁目148番地1 新潟市関屋地区公民館	公益社団法人新潟市シルバー人材センター  理事長 若 林 孝